

計画相談支援・障害児相談支援の基本的な流れ及び内容（笛吹市）

1 相談・申請（申請者⇒笛吹市）



2 ※障害支援区分認定（新規利用及び区分変更等、必要に応じて実施）



3 ①サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書
②計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書
③計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書
④指定特定相談支援事業者等の一覧表、
⑤計画相談支援等の基本的な流れ及び内容（笛吹市）
の交付（笛吹市⇒申請者）

申請者（新規）に①～⑤の書類を交付し、②及び③の書類の提出を依頼します。



4 ①計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書
②計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書
の提出（申請者⇒笛吹市）

申請者は、計画相談支援等を希望する指定特定相談支援事業者等に利用契約の可否を確認の上、①及び②に必要事項を記入し市へ提出する。

なお、指定特定相談支援事業者等の選定が申請者や家族のみで困難な場合は、市が援助を行う。



5 重要事項説明・計画相談支援等利用契約（指定特定相談支援事業者等⇔申請者）

事業者は申請者に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得た上で、利用契約を締結します。



6 相談支援専門員によるサービス等利用計画案の作成
(申請者⇔指定特定相談支援事業者等)

事業者（相談支援専門員）は、申請者の居宅等を訪問し、申請者及びその家族等との面接によりアセスメントを実施します。アセスメント結果等から、サービス等（障害児支援）利用計画案を作成します。作成したサービス等（障害児支援）利用計画案は、申請者等に説明し同意を得た上で、署名もしくは捺印をもらい、申請者等に交付するとともに、原本を市へ提出します。



7 契約内容報告書の提出（指定特定相談支援事業者等⇒笛吹市）

事業者は、申請者と利用契約を締結したときは市へ「計画相談支援・障害児相談支援契約内容報告書」（笛吹市様式）を速やかに提出します。

当該契約内容報告書の様式は、笛吹市独自の様式となります。様式については、笛吹市のホームページからダウンロードできます。



8 障害福祉サービス等支給決定（笛吹市⇒申請者）

市において、ご提出いただいたサービス等（障害児支援）利用計画案等を参考に支給決定を行い、申請者へ「支給決定通知書」及び「受給者証」等を送付します。

※必ずしも「サービス等（障害児支援）利用計画案の内容」＝「支給決定」とは限りません。

※障害福祉サービス等の支給申請が却下となった場合は異なります。



9 サービス等利用計画の作成
(申請者⇔指定特定相談支援事業者等⇔福祉サービス提供事業者)

事業者（相談支援専門員）は、支給決定内容を踏まえて、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等（障害児支援）利用計画案に位置づけた福祉サービス提供事業者の担当者を招集し、サービス担当者会議を開催する。そして、当該サービス等（障害児支援）利用計画案の内容について説明を行うとともに、福祉サービス提供事業者の担当者から専門的な意見を聴取し、サービス等（障害児支援）利用計画を作成する。この計画について申請者等に説明し同意を得た上で、署名もしくは捺印をもらい申請者等及び福祉サービス提供事業者の担当者へ交付し、その写しを市へ提出します。



10 障害福祉サービス等の利用開始（福祉サービス提供事業者⇒申請者）

福祉サービス提供事業者によるサービスの提供が開始されます。



11 モニタリングの実施（指定特定相談支援事業者等⇒利用者）

事業者（相談支援専門員）は、定められた期間（モニタリング期間）ごとに利用者の居宅等を訪問し、サービス等（障害児支援）利用計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題の把握等（モニタリング）を行い、必要に応じてサービス等（障害児支援）利用計画の変更等を実施します。